

はしがき

～遺贈寄附に係る法務・税務での参考図書として～

いわゆる“終活”の一環として遺贈寄附（遺言で、遺産の一部またはすべてを相続人以外の慈善団体やNPO法人等の公益法人等に寄附することや、遺言によるものだけでなく、相続人による相続財産の寄附なども含みます）が昨今非常に注目されています。

この傾向は、最近の少子化・晩婚化・未婚化などに伴い、いわゆる“おひとり様”が増えていること、そして高齢化等に伴い、人生の最後に何らかの社会貢献をしたいと考える人が多くなっていることが背景にあると思われます。しかし日本においては、増えてきたとはいえ、まだまだ寄附文化が根付いていません。

認定NPO法人日本ファンドレイジング協会が発行している「寄付白書2017」によると、アメリカ、イギリス、日本、韓国の個人寄附総額はそれぞれ以下のとおりとなっています。

アメリカ	30兆6,664億円
イギリス	1兆5,035億円
日本	7,756億円
韓国	6,736億円

欧米に比べて、日本と韓国は寄附額がとても少ないことがわかります。これを名目GDPに占める割合で見ると、アメリカが1.44%、イギリス0.54%、日本0.12%、韓国0.50%となります。寄附総額では韓国より多い日本ですが、名目GDPに占める割合では韓国を大きく下回っており、他の諸外国と比べても寄附する人が少ないのが実態です。

それでは、なぜ日本では寄附が進まないのでしょうか。これには

いくつか理由があると考えられますが、大きくは2つあると思われます。

1点目は、寄附の仕方がわからないのと寄附をしたとしても寄附金の活用の実体が不明瞭という点です。共同募金で集められた資金がどのようにして活用されているのか、その内容が不明瞭であると感じた人は多くいると思われます。支出の詳細が公表されないことにより、「寄附を行っても本当に社会貢献できているのかわからない」という不安感を持たれてしまいます。

2点目は、寄附による税制面が複雑であり確定申告の手続きなど日本人にあまりなじみがないという点です。

これら2つの点が、寄附が進まない要因の一端なのではないかと考えます。

そこで、本書においては、まず前半においては寄附というものを体系立てて解説していきます。また寄附における法務面で気をつけることなどを網羅していきます。後半では、寄附に係る税制を中心に寄附をする財産別にまとめました。寄附対象財産は金銭が代表的なものですが、その他、有価証券や不動産、多くはないですが美術品なども考えられます。とくに現物資産といわれる有価証券や不動産などは、寄附する側、される側の税務が難解なため、これらの寄附が進みづらいという現実があります。本書ではこれらの税制に係る内容を網羅的に解説しています。

繰り返しになりますが、今後は少子高齢化社会に突入し財産を比較的にたくさんお持ちの高齢者の多死の時代を迎えます。それらの方が後世に役立てるために財産を少しでも社会の役に立たせたいという思いを実現できるように、お手伝いできる参考書籍の1つとしてお手元においていただけると著者一同望外の喜びです。

なお、遺贈寄附は、寄附するもの（金銭か金銭以外か）、寄附額、寄附目的（社会貢献、節税など）も多彩であり、受遺者と遺族との

トラブルも発生しやすいことなどから十分な対策が必要となります。弁護士や税理士といった専門家のアドバイスが求められる分野ですので、とくに寄附する側のニーズに専門家として適切に応えられることを目指し、遺贈寄附に関する実務と、それに伴う法務・税務上のポイントについて、わかりやすくまとめました。

本書籍の骨子は以下のとおりです。

第1章 遺贈寄附の基本

この章では、遺贈寄附の一般的な概念の説明及び現状における日本の遺贈寄附動向などを著述しています。

第2章 遺贈寄附の法務

この章では法律の専門家（弁護士）が遺贈寄附の方法とその手続きに関して法務的側面の留意点などを中心に著述しています。

第3章 遺贈寄附と財産別相続対策

この章では、財産別に遺贈寄附に関してどのような方法があるのか、またその方法に係る税制上の留意点などを中心に著述しています。

第1節 金銭の遺贈寄附に関して

第2節 有価証券の遺贈寄附に関して

第3節 不動産の遺贈寄附に関して

第4節 美術品等の遺贈寄附に関して

令和3年10月

執筆者代表 税理士法人タクトコンサルティング 平松 慎矢

目 次

第1章 遺贈寄附の基本

Q1 遺贈寄附とは

—遺贈寄附とは何ですか。…………… 20

1. 遺贈寄附とは…………… 20
2. 寄附とは…………… 20
3. 遺贈とは…………… 21
4. 本書の目的と本書が取り扱うケース…………… 21

Q2 遺贈寄附への関心の高まり

—遺贈寄附への関心が高まっていますが、何故でしょうか。

…………… 23

1. 高齢化社会…………… 23
2. 家族構成の変化とライフスタイルの多様化…………… 25
3. 災害等による社会貢献意欲の向上…………… 26
4. その他…………… 26

Q3 日本の寄附の現状と諸外国との比較

—日本の寄附の現状はどのようになっているでしょうか。

…………… 27

1. 日本の寄附の現状…………… 27
2. 諸外国との比較…………… 30

Q4 日本の寄附の動向

—日本の寄附の動向はどのように考えられるでしょうか。

…………… 32

1. 日本の寄附の動向…………… 32
2. 遺贈寄附の意識と遺言書の作成割合…………… 33

第2章 遺贈寄附の法務

Q1 遺贈寄附の方法とその手続き

—遺贈寄附を法律的側面から見るとどのような方法があり、どのような手続きで行いますか。…………… 36

1. 概要 …………… 36
2. 贈与 …………… 37
3. 信託 …………… 37
4. 遺贈 …………… 38
5. 死因贈与 …………… 39
6. 留意点—コミュニケーションが大切 …………… 40

Q2 遺言書の作成方法

—遺言書にはどのような事柄を書くことができますか。
書かなければいけないことや、書いておいたほうがよいことはありますか。…………… 42

1. 遺言の種類 …………… 42
2. 遺言で定めることができる事項 …………… 43
3. 遺言をする際に守らなければならない原則等 …………… 44
4. 遺言執行者の指定 …………… 45

Q3 遺贈の種類—特定遺贈と包括遺贈

—遺贈の種類にはどのようなものがありますか。…………… 47

1. 遺贈の種類 …………… 47
2. 包括遺贈と特定遺贈の違い …………… 49
3. 留意点 …………… 49

Q4 公正証書遺言

—遺公正証書遺言の作成方法、メリットとデメリット、費用について教えてください。…………… 51

1. 公正証書遺言の作成方法 …………… 51

2. 公正証書遺言のメリット	54
3. 公正証書遺言のデメリット	55
4. 公正証書遺言作成の費用	55
5. 遺贈寄附をするならば公正証書遺言がよい	57

Q5 自筆証書遺言

—自筆証書遺言の作成方法や、メリットとデメリット、
遺言書保管制度について教えてください。

1. 自筆証書遺言の作成方法	58
2. 自筆証書遺言のメリット	59
3. 自筆証書遺言のデメリット	60
4. 遺言書保管制度について	61

Q6 遺留分とは

—遺留分とはどのようなものですか。

1. 遺留分の意義	65
2. 遺留分を侵害した遺言の効力	67
3. 遺留分侵害額請求	67

Q7 遺贈寄附と遺留分の関係

—遺贈寄附により遺留分を侵害した場合の具体例について
教えてください。信託をすれば遺留分の適用を受け
なくて済むのでしょうか。

1. 遺贈寄附が遺留分を侵害していた場合	69
2. 計 算	70
3. 信託を利用する場合	71

Q8 法務的観点からみたトラブル相談事例とトラブル回避のポイント

—遺贈寄附をした場合の法務的なトラブルにはどのような
ものがありますか。トラブルを避けるのにはどのよ
うなところに注意したらよいですか。

1. 遺留分侵害	72
----------------	----

2. 包括遺贈	74
3. 清算型遺贈	76

Q9 信託を利用した寄附の方法

— 信託を利用した寄附にはどのような方法がありますか。

.....	78
1. 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング）	78
2. 公益信託	80
3. その他の信託	82

第3章 遺贈寄附と財産別相続対策

第1節 金銭の遺贈寄附



Q1 金銭の生前寄附があった場合の課税関係

— 一個人が金銭の生前寄附を行った場合の課税関係について教えてください。

1. 寄附金の所得控除	86
2. 寄附金の税額控除	88
3. 個人住民税における寄附金の取扱い	92

Q2 金銭の法人寄附があった場合の課税関係

— 法人が金銭の寄附を行った場合の課税関係について教えてください。

1. 法人税法上の寄附金の意義	93
2. 国等に対する寄附金や財務大臣の指定する寄附金の額の損金算入	94
3. 寄附金の額の損金算入限度額の計算	96

Q3 ふるさと納税、企業版ふるさと納税

— 一個人及び法人が行う地方公共団体への寄附（いわゆる

「ふるさと納税」の取扱いについて教えてください。

.....	98
1. 概 要	98
2. ふるさと納税	100
3. 企業版ふるさと納税	101

Q4 金銭の遺贈寄附があった場合の課税関係

一個人の死亡時に金銭の遺贈寄附が行われた場合の課税 関係について教えてください。	103
1. 遺贈寄附した個人の課税関係	103
2. 遺贈寄附を受けた個人の課税関係	104
3. 遺贈寄附を受けた法人の課税関係	106
4. 遺贈寄附を受けた法人の株主の課税関係	108

Q5 金銭の相続人寄附があった場合の課税関係

一金銭の相続人寄附があった場合の課税関係について教 えてください。	109
1. 相続人寄附	109
2. 負担付遺贈による方法	110
3. 負担付遺贈による方法以外の課税関係	111

Q6 生前寄附と遺贈寄附の留意点

一個人が行う生前寄附、遺贈寄附の留意点を教えてください。	113
1. 遺留分	113
2. 包括遺贈の注意点	114
3. 相続人の納税資金や相続人間の遺産分割	114
4. みなし譲渡所得の課税	114
5. 申告書の共同提出	115

Q7 遺贈寄附による相続税への影響

一個人が行う生前寄附、遺贈寄附及び相続人寄附による 相続税への影響を教えてください。	116
---	-----

1. 生前寄附	116
2. 遺贈寄附	117
3. 相続人寄附	118

Q8 おひとりさまの遺贈寄附

— 相続人がいない独り暮らしの人（いわゆる「おひとりさま」）に相続が発生した場合の流れを教えてください。

.....	119
1. おひとりさまの増加	119
2. 相続人がいない場合の相続の流れ	121
3. 遺言の作成	122

第2節 | 有価証券の遺贈寄附



Q1 有価証券の範囲と相続税法上の評価

— 有価証券の範囲と相続税法上の評価を教えてください。

.....	123
1. 有価証券とは	123
2. 有価証券の相続税法上の評価	124

Q2 有価証券等を寄附する場合の留意点

— 有価証券等を公益法人等に寄附する場合について、寄附特有の留意点などがあれば教えてください。..... 128

1. 個人が公益法人等に有価証券等を寄附する場合の税法上の留意点	128
2. 寄附を受ける公益法人等の留意点	130

Q3 有価証券等を寄附する場合の寄附者の課税関係①

— 個人が有価証券を公益法人等に寄附する場合に寄附者にみなし譲渡所得課税（所法59①）があると聞きました。このみなし譲渡所得課税について教えてください。

.....	131
-------	-----

1. みなし譲渡所得課税	131
2. 措置法40条特例	132

Q 4 有価証券等を寄附する場合の寄附者の課税関係②

一個人が相続した有価証券等を公益法人等に寄附する場合に相続人の相続税が非課税となる場合があると聞きました。この場合の相続税の非課税規定について教えてください。

134

■措置法70条の概要

134

Q 5 有価証券等を寄附する場合の受贈者側の課税関係

一個人が個人または法人に対して有価証券等を寄附する場合に、寄附を受ける個人あるいは法人の別に、受贈者サイドの課税関係を教えてください。

137

1. 個人間の贈与または遺贈における課税関係	137
2. 個人・法人間における寄附等の課税関係	138

Q 6 有価証券等を寄附する場合の相続税法の租税回避防止規定

一個人が有価証券等を寄附する場合の相続税法における租税回避防止規定のうち、とくに持分の定めのない法人に対して寄附する場合の規定について教えてください。

141

1. 相続税法65条	141
2. 相続税法66条4項	142
3. 相続税法65条と相続税法66条4項の適用関係	143
4. 持分の定めのない法人が個人から遺贈を受けたとき	144
5. 相続税法66条4項の「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」	144
6. 一般の篤志家からの遺贈があった場合	145
7. 相続税法66条4項の規定を適用すべきかどうかの時期等	146

Q 7 事業承継対策としての遺贈寄附の活用例

一事業承継対策として一般社団法人等を承継したい非上

場の事業会社の持株会社的に利用する方法があると聞きました。一般社団法人へ株式を遺贈寄附するという方法の長所・短所または注意点を教えてください。…… 147

1. 事業承継者に贈与する方法 …………… 148
2. 持株会社を設立してオーナー所有株式を譲渡する方法 …………… 149
3. 持株会社として一般社団法人を利用しオーナー所有株式を譲渡する方法 …………… 149

Q8 個人が株式を寄附する際の様々な活用例

— 個人が株式を寄附する際の様々な活用例を教えてください。…………… 152

1. 慈善事業を行う財団法人を立ち上げて、その活動原資として遺贈寄附を行う方法 …………… 152
2. 持株会の受け皿会社としての一般社団法人を利用してそこに所有株式を寄附する方法 …………… 153
3. 信託を利用して、株主権の行使と財産権を分けることで、法人にとって安心できる内容となり、一方で委託者である創業者一族の財産権はそのまま保全される方法 …………… 154

第3節 | 不動産の遺贈寄附

Q1 不動産の範囲と相続税法上の評価

— 不動産の範囲と相続税法上の評価を教えてください。…… 156

Q2 不動産を寄附する場合の留意点

— 不動産を公益法人等に寄附する場合について、寄附特有の留意点などがあれば教えてください。…………… 160

1. 不動産の寄附における特有の問題点 …………… 160
2. 寄附を実行する方法 …………… 161
3. 不動産寄附における各種サービス …………… 162

Q3 不動産を寄附する場合に留意すべき課税関係

— 不動産を寄附する場合に留意すべき課税関係として、

個人が公益法人等に寄附する場合に特有の課税関係があると聞きました。それについて教えてください。…… 166

1. みなし譲渡所得課税 …………… 166
2. 措置法40条 1 項後段の非課税承認 …………… 168

Q 4 措置法40条 1 項後段の非課税承認の特例制度

一個人が公益法人等に不動産を寄附する際に非課税承認（措置法40条 1 項後段）を利用する場合、非常に長い時間がかかると聞きました。しかし最近、短時間で承認される制度が創設されたと聞き及んでおりますが、この制度について教えてください。…………… 170

1. 一定の期間 …………… 171
2. 承認特例の対象法人 …………… 171
3. 承認特例の要件 …………… 171
4. 承認特例の対象となる現物寄附 …………… 174
5. 承認特例の対象とならない現物寄附 …………… 174

Q 5 措置法40条 1 項後段の非課税承認における承認継続の制度

一個人が公益法人等に不動産を寄附する際に非課税承認を利用する場合、当該不動産について買換え特例を利用することによって非課税承認の継続ができる場合があると聞きました。これについて詳しく教えてください。…………… 176

1. 措置法40条 5 項の買換え特例とは …………… 177
2. 特定資産買換えの特例 …………… 178
3. 特定資産買換え特例のその他の要件 …………… 179

Q 6 居住用不動産を寄附した場合の課税関係

一個人が公益法人等に自己の居住用不動産を寄附する場合におけるみなし譲渡課税を避ける方法について教えてください。…………… 181

1. 居住用財産の特別控除が使える場合 …………… 181

2. 寄附金控除が使える場合	184
----------------	-----

Q7 空き家不動産を寄附した場合の課税関係

一個人が公益法人等に空き家不動産を寄附する場合に、
みなし譲渡所得課税を避ける方法について教えてください。…………… 186

1. 空き家を寄附した場合	186
2. 空き家の3,000万円特別控除	187
3. 措置法40条1項後段の非課税承認の継続	188

Q8 事業用不動産を寄附した場合の課税関係

一事業用不動産（賃貸不動産）に「特定買換資産の特例」
を使って措置法40条1項後段の非課税承認の適用を受
けることは可能でしょうか。…………… 190

第4節 美術品等の遺贈寄附



Q1 有形文化財の範囲

一有形文化財の範囲について教えてください。…………… 192

■文化財とは…………… 192

Q2 文化財保護に関する税制優遇措置

一文化財保護に関する税制優遇措置を教えてください。… 196

■文化財保護に関する税制優遇措置の概要…………… 196

Q3 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税制度

一国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の
非課税制度について教えてください。…………… 200

1. 非課税制度の概要	200
2. 国による買取基準	202
3. 国による買取手続と買取実績	203

Q 4	登録美術品による相続税の物納の特例措置	
	—登録美術品による相続税の物納の特例措置について教えてください。……………	207
1.	物納制度の原則……………	207
2.	登録美術品による相続税の物納の特例措置……………	210
Q 5	特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除制度の概要	
	—特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除制度の概要を教えてください。……………	215
1.	制度の概要……………	215
2.	用語の定義……………	217
3.	未分割の場合の不適用……………	220
Q 6	特定美術品についての相続税の納税猶予制度において猶予される税額の計算	
	—特定美術品についての相続税の納税猶予制度において猶予される税額の計算方法を教えてください。……………	221
1.	納税猶予分の相続税の計算の概要……………	221
2.	納税猶予分の相続税額の計算例……………	223
3.	特定美術品が2つ以上ある場合の納税猶予分の相続税の計算……………	225
4.	他の納税猶予制度との調整……………	226
Q 7	特定美術品についての相続税の納税猶予制度の手続き	
	—特定美術品についての相続税の納税猶予制度の手続きを教えてください。……………	228
1.	手続きの概要……………	228
2.	生前（相続開始前）……………	229
3.	相続開始から相続税の申告期限まで……………	231
4.	納税猶予期間中……………	238

Q 8 特定の美術品についての納税が猶予されている相続税の
打切りと免除

—特定の美術品について納税が猶予されている相続税の打切りと免除について教えてください。…………… 241

1. 納税が猶予されている相続税の打切り事由 …………… 241
2. 税務署長による納税猶予に係る期限の繰上げ …………… 243
3. 利子税 …………… 244
4. 納税が猶予されている相続税の免除事由 …………… 245

略語凡例

本書では、法令・通達等につき、カッコ内等で以下のとおり省略している。

〈法令〉

正式名称	略語	略語（本文中）
民法	民	
会社法	会社	
法人税法	法法	
法人税法施行令	法令	
法人税法施行規則	法規	
法人税基本通達	法基通	
所得税法	所法	
所得税法施行令	所令	
所得税法施行規則	所規	
所得税基本通達	所基通	
相続税法	相法	
相続税法施行令	相令	
相続税法施行規則	相規	
相続税法基本通達	相基通	
財産評価基本通達	財基通	
租税特別措置法	措法	
租税特別措置法施行令	措令	
租税特別措置法施行規則	措規	
租税特別措置法関係通達	措通	
租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて	措法40条通達	
国税通則法	通法	
地方税法	地法	
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般法人法	
信託法	信法	
法務局における遺言書の保管等に関する法律	遺保法	遺言書保管法

文化財保護法	文保法	
美術品の美術館における公開の促進に関する法律	公開法	
登録美術品登録基準	登録基準	

＊法令の表記

（例）法人税法施行令第119条第1項第27号

→法令119①二十七

〈書籍〉

書籍名	略称
二宮周平著『新法学ライブラリ-9 家族法【第5版】』（新世社）	二宮
中込一洋著『実務解説 改正相続法』（弘文堂）	中込
三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務【6訂版】』（きんざい）	三菱

[第1章]

遺贈寄附の 基本

Q1 遺贈寄附とは

Q

遺贈寄附とは何ですか。

A

遺贈寄附とは、一般的に、遺言により遺族以外の非営利目的の事業を行う第三者に財産を寄附することを指します。本書では、遺贈寄附を中心に、その類似する行為として、生前に行う寄附、相続人が行う寄附、法人が行う寄附を取り上げていきます。

1. 遺贈寄附とは

「遺贈寄附」は法令上の制度・用語ではなく、通称的用語です。その意義について明確な定義はありませんが、一般的には自身が亡くなったときに、遺族以外の第三者に遺産の全部または一部の財産を無償で移転することをいいます。通常は、遺言により国、地方公共団体、一定の非営利目的の法人や団体に自身の死後、その財産を寄附するという形で行われます。

2. 寄附とは

「寄附」とは、民法等の法令で扱われているものではありません。

例えば、「国や地方公共団体、その他の公共事業や慈善事業を行う者または社寺などに金銭・物品を（無対価で）贈ること。（広辞苑）」が寄附の代表例です。一方、民法で規定されている契約の一種として「贈与（契約）」があります。こちらは民法において、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定されています（民549）。どちらも財産を無償で相手方に渡す行為といえますが、生前に行う寄附は贈与の一種であり、無償で財産を与える相手が、親族等でなく、公共・公益的な活動をしている者である場合の贈与を寄附と呼ぶことが多いといえます。

3. 遺贈とは

「遺贈」とは、民法において、「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。」と規定されており、遺言により、死亡した時点で財産を無償で渡すことをいいます（民964）。双方の合意によって効力が生じる贈与契約とは異なり、遺言者の意思によってのみ効力が生じる単独行為です。これに対して、「死因贈与」という贈与者の死亡によって効力を発生させる贈与の方法もありますが、民法上の取扱いとは「贈与」ではなく「遺贈」の諸規定を準用することになっています（民554）。遺贈は、死亡を前提にしているので、自然人（個人）のみに認められる制度であり、法人にはありません。

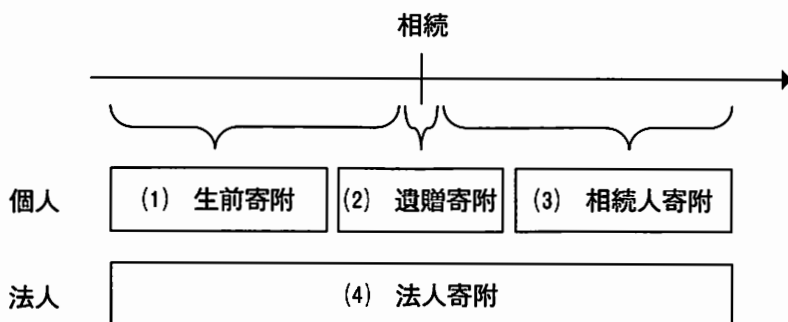
4. 本書の目的と本書が取り扱うケース

本書は、近年注目が高まっている遺贈寄附に関して、寄附をした本人の問題から、そのご家族への影響を含む相続問題まで、税務的・法務的な取扱いを明らかにすることを目的としています。

本書では、具体的には、個人の死亡時に行われる遺贈寄附をベースに、その周辺にある類似の効果・目的を持つ行為として、生前に行う寄附、または財産を相続した相続人が行う寄附についても税務・法務の両面から説明し、さらに、法人が行う寄附についても同様に説明していきます。

- (1) 個人が生前に行う寄附（「生前寄附」）
 - (2) 個人の死亡時に行われる寄附（「遺贈寄附」）
 - (3) 財産を相続した個人が行う寄附（「相続人寄附」）
 - (4) 法人が行う寄附（「法人寄附」）

第2章以降の各章については、上記区分を明確にするため、括弧書きの用語を用いて説明していきます。



Q2 遺贈寄附への関心の高まり

Q

遺贈寄附への関心が高まっていますが、何故でしょうか。

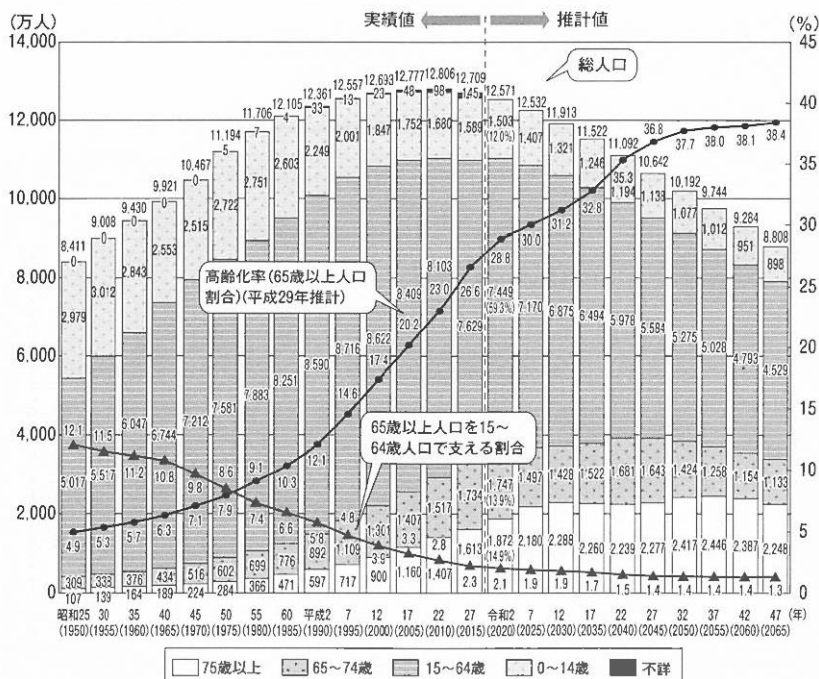
A

少子高齢化を背景に、相対的にご自身の相続に関して悩みを持つ方や、家族構成の変化により従来の相続とは違った形での財産の相続を考える方が今後も増える予想されます。また、近年の災害やふるさと納税の導入により、寄附意識にも変化があると考えられます。

1. 高齢化社会

令和2（2020）年10月1日現在、日本の総人口は1億2,571万人と報告されています。そのうち65歳以上の人口は3,619万人で、総人口に占める65歳以上の割合は28.8%です。この割合は、平成2（1990）年当時12.1%で、30年で2倍以上になっています。また、令和47（2065）年の推計値は38.4%で、約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上と、今後も高齢化の一途をたどることが予想されています。その流れの中で、ご自身の相続や財産の処分について悩みを持つ方が今後も相対的に増えると考えられます。

【図表 1：高齢化の推移と将来推計】



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2020年は総務省「人口推計」令和2年10月1日現在（平成27年国勢調査を基準とする推計）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

（注1）2020年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、（注2）における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

（注2）沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65歳～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

（注4）四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」

2. 家族構成の変化とライフスタイルの多様化

令和元（2019）年6月6日現在、日本の総世帯数は5,178万5,000世帯と報告されています。そのうち世帯員が1人のみの単独世帯は1,490万7,000世帯（総世帯数の28.8%）、夫婦のみの世帯は1,263万9,000世帯（総世帯数の24.4%）になっており、これらの割合は、平成元（1989）年当時、単独世帯の割合が20.0%、夫婦のみの世帯の割合が16.0%です。この原因については、高齢化による単身世帯の増加や離婚率・未婚率の増加、少子化、事実婚などライフスタイルの

【図表2：世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移】

	総数	世 帯 構 造					世 帯 類 型				平均 世帯人員	
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯		その他の世帯
推 計 数（単位：千世帯）												（人）
1986(昭和61)年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
'89(平成元)	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
'92（ 4）	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
'95（ 7）	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
'98（ 10）	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
2001（ 13）	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
'04（ 16）	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
'07（ 19）	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
'10（ 22）	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
'13（ 25）	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
'16（ 28）	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
'17（ 29）	50 425	13 613	12 096	14 891	3 645	2 910	3 270	13 223	767	97	36 338	2.47
'18（ 30）	50 991	14 125	12 270	14 851	3 683	2 720	3 342	14 063	662	82	36 184	2.44
'19(令和元)	51 785	14 907	12 639	14 718	3 616	2 627	3 278	14 878	644	76	36 187	2.39
構 成 割 合（単位：%）												
1986(昭和61)年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
'89(平成元)	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
'92（ 4）	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
'95（ 7）	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
'98（ 10）	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
2001（ 13）	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
'04（ 16）	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
'07（ 19）	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
'10（ 22）	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
'13（ 25）	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	・
'16（ 28）	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	・
'17（ 29）	100.0	27.0	24.0	29.5	7.2	5.8	6.5	26.2	1.5	0.2	72.1	・
'18（ 30）	100.0	27.7	24.1	29.1	7.2	5.3	6.6	27.6	1.3	0.2	71.0	・
'19(令和元)	100.0	28.8	24.4	28.4	7.0	5.1	6.3	28.7	1.2	0.1	69.9	・

（注1）1995（平成7）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

（注2）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

出典：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査の概況」

変化が原因と考えられます。また、親族関係の希薄化なども関係していると思われます。このような変化から、従来の下の世代の親族に相続するという形から、新たなニーズが生まれています。

3. 災害等による社会貢献意欲の向上

災害大国と呼ばれる日本ですが、この10年間を見ても、平成23（2011）年 東日本大震災、平成28（2016）年 熊本地震、平成30（2018）年 西日本豪雨など、様々な災害による被害を受けています。その中で、寄附による災害被害に対する社会貢献の意欲は高まっていると考えられます。また、直近では、新型コロナウイルスという新たな恐怖にさらされており、今後ますますその重要性が高まることが予想されます。

4. その他

その他、平成20（2008）年から制度が開始したふるさと納税により、寄附という行為自体が身近になったことも重要な要素となっています。また、平成27（2015）年から相続税の基礎控除が縮小され、相続税の納税義務者が増えたことにより、相続税を支払うより、遺贈寄附により自身が望む社会貢献に役立てたいという方も増えています。

Q3 日本の寄附の現状と諸外国との比較

Q

日本の寄附の現状はどのようになっているのでしょうか。

A

調査によると2016年の個人寄附総額は7,756億円となっており、近年から寄附総額は増加傾向にあります。しかしながら、欧米と比べると、個人の寄附額や寄附する人の割合など、まだまだ浸透していない現状にあるといえます。

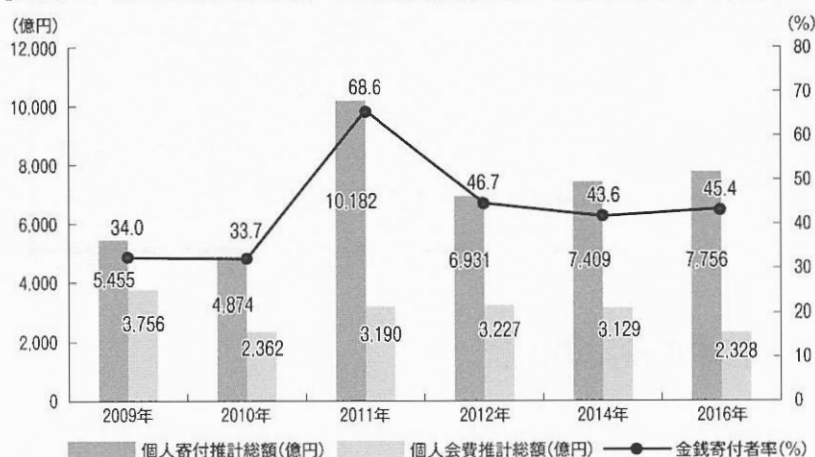
1. 日本の寄附の現状

認定NPO法人日本ファンドレイジング協会が発行する「寄付白書2017」によると、2016年の個人寄附総額は7,756億円、実質的に寄附としての性質と考えられる個人会費総額は2,328億円となり、合計で1兆円超が個人から支出されています。個人寄附推計総額・個人会費推計総額・金銭寄附者率の推移（図表1）を見ると、東日本大震災があった2011年をピークとし、2012年以降も個人寄附総額及び個人会費総額は高水準で推移しています。また、2016年中に寄附を行った人の割合は45.4%に上り、約半数の方が寄附を行っています。

世帯収入別寄附者率（図表2）では、最も寄附者率が高いのは世

帯収入1,400万円以上の世帯の60.4%であり、最も低いのは世帯収入100万円未満の世帯の34.4%です。必ずしも比例しているわけではありませんが、世帯収入が多いと寄附者率が高くなる傾向となっています。職業別寄附者率（図表3）では、寄附者率が最も高い職業は、年金・恩給生活者58.7%、次いで経営者・役員57.0%となっています。一方、国税庁の税務統計に基づく、法人寄附の推移（図表4）では、2015年の法人寄附総額は7,909億円、約40万社の法人が寄附を行っています。

【図表1：個人寄附推計総額・個人会費推計総額・金銭寄附者率の推移】



（注）2011年は震災関係の寄付（5,000億円）を含み、金銭寄附者率も震災関係以外の寄附者率（29.4%）も含む。

2012年以降、本調査は隔年実施へと変更になった。

出典：認定NPO法人日本ファンドレイジング協会「寄付白書2017」

執筆者

【編著】

税理士法人タクトコンサルティング

税理士・公認会計士の専門家集団として、併設する株式会社タクトコンサルティングと連携して、相続対策と相続税申告、事業承継対策、資本政策、組織再編成、M&A、信託、社団・財団、医療法人等の特殊業務に係る現状分析、問題点抽出、解決手段の立案・実行という一貫したサービスを提供している資産税専門のコンサルティングファーム。株式会社タクトコンサルティングでは商事信託媒介（信託契約代理業務）も取り扱う。

その特性を活かし、全国の会計事務所と提携し、当該会計事務所の顧問先に対する資産税サービスを提供している。

e-mail: info@tactnet.com

URL: <https://www.tactnet.com/>

TEL: 03-5208-5400

FAX: 03-5208-5490

金森民事信託法律事務所

都内信託会社にて、ライセンス取得をはじめとする管理型信託会社設立・運営業務（当局対応、コンプライアンス）、信託の引受けの営業を行う商事信託業務（契約書起案・締結、リスクコントロール、受託者としての第三者との取引交渉等）、いわゆる民事信託（家族信託）に関する設定支援・運営助言業務等に関する各法務を経験した弁護士が、2021年4月より、信託に特化した法律事務所として開業。商事信託が強みとする緻密さ・厳格さを、民事信託特有のリスク・コントロールに応用することを強みとしている。

URL: <https://krlo.jp>

TEL: 03-6709-1025

FAX: 03-6709-1026

【執筆】

税理士法人タクトコンサルティング

平松 慎矢

公認会計士・税理士

(執筆担当：第3章第2節、第3節)

<略歴>

1975年 名古屋市生まれ

1999年 滋賀大学経済学部 卒業

2000年 監査法人トーマツ 入社

2004年 公認会計士登録

2006年 タクトコンサルティング 入社

同年 税理士登録

2020年 税理士法人タクトコンサルティング 代表社員就任、株式会社タクトコンサルティング 取締役就任

<主な著書等>

『新版 一般社団・財団法人の税務と相続対策活用 Q&A』(清文社)

『事業承継実務全書』(共著、日本法令)

高木 真哉

公認会計士・税理士

(執筆担当：第3章第4節)

<経歴>

1979年 福島県生まれ

2003年 横浜市立大学商学部 卒業

2007年 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社

2010年 公認会計士登録

2014年 タクトコンサルティング 入社

同年 税理士登録

2015年 日本公認会計士協会東京会 税務第二委員会委員

2016年 同上

2021年 早稲田大学大学院租税訴訟補佐人制度大学院研修修了

<主な著書等>

『事業承継実務全書』(共著、日本法令)

中坂 克司

税理士

(執筆担当：第1章、第3章第1節)

<経歴>

1989年 京都府生まれ

2012年 同志社大学商学部 卒業

同年 京都市内税理士法人 入社

2014年 税理士試験合格

2015年 タクトコンサルティング 入社

同年 税理士登録

<主な著書等>

『事業承継実務全書』（共著、日本法令）

金森民事信託法律事務所

金森 健一

弁護士・駿河台大学法学部特任准教授

(執筆担当：第2章)

<経歴>

2010年 弁護士登録（東京弁護士会）

2012年～2021年 ほがらか信託株式会社（関東財務局長（信）第8号）にて、設立業務専従者、法務コンプライアンス部長、副社長執行役員を歴任

2021年4月 金森民事信託法律事務所所長

信託法学会会員。主な取扱分野は、民事信託及び商事信託で、訴訟対応、信託設定・運営支援、ストラクチャー構築、当局対応や金融機関へのアドバイス、信託会社設立支援等を行う。

<主な著書等>

『賃貸アパート・マンションの民事信託実務』（共著、日本法令）

『弁護士専門研修講座 民事信託の基礎と実務』（共著、ぎょうせい）

『『民事信託』実務の諸問題(1)～(5)』（駿河台法学32号～34号）